

船橋市営住宅承継入居事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第13条及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第14条に規定する承継入居の取扱について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義人 入居許可を受けた者又は承継入居の承認を受けた者をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者又は事実上の婚姻関係にある者をいう。
- (3) 名義人等 名義人又は名義人の配偶者等をいう。
- (4) 同居者 入居の際に同居した親族又は同居の承認を受けた者をいう。
- (5) 入居者 名義人及び同居者をいう。

(承継入居を行う者の資格)

第3条 承継入居することができる者は、同居者である配偶者等又は特に居住の安定を図る必要があると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 入居許可時から引き続き当該住宅に居住していること。
- (2) 同居の承認を得た者で、承認後満1年以上引き続き当該住宅に居住していること。
- 2 前項の特に居住の安定を図る必要があると認められる者とは、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 承継しようとする者が60歳以上であること。
 - (2) 承継しようとする者又は同居者が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から6級に該当する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級から3級に該当する精神障害者、又は療育手帳に④、④の1、④の2、Aの1、Aの2、Bの1、Bの2のいずれかが記載されている知的障害者であること。
 - (3) 承継しようとする者又は同居者が、難病患者であり、当該住宅に継続して居住しなければ生活の維持が困難であると認められること。
 - (4) 承継しようとする者が、名義人（夫又は妻以外）の死亡又は退去によって未成年の子を扶養するひとり親世帯の父又は母であること。
 - (5) 前各号のほか、承継しようとする者が、特別の事情があると市長が認める者であること。

(承継入居の原因)

第4条 承継入居の原因は、名義人が次の各号のいずれかに該当するときでなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻により住宅を退去したとき。
- (3) 離婚により住宅を退去したとき。

- (4) 失踪の宣告を受けた者又はこれに準ずる不在者となったとき。
- (5) 刑に処せられて服役し相当期間住宅を使用しないことが明らかなきとき。
- (6) 疾病等により病院に入院し、又は福祉施設に入所し、相当期間住宅を使用しないことが明らかなきとき。
- (7) 成年被後見人又は被保佐人に該当したとき。

(提出書類)

第5条 承継しようとする者は、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した後、すみやかに次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市営住宅承継入居承認申請書（船橋市営住宅条例施行規則第12号様式）
- (2) 承継しようとする者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 第3条第2項及び前条の各号に掲げる事実を証する書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(承継入居の不承認)

第6条 市長は、名義人について、次の各号のいずれかに該当する場合において、承継入居の承認をしてはならない。

- (1) 履行延期の特約をしていない滞納している家賃が3か月分以上となっているとき。
- (2) 住宅の様替、増改築、用途変更、同居その他の行為について不正又は不適當があるとき。
- (3) 無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意にき損しているとき。
- (5) 高額所得者に該当しているとき。
- (6) 前各号のほか、関連条例又は規則若しくはこれに基づく指令命令に違反しているとき。

(承継入居の承認の通知)

第7条 市長は、第5条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し、承継入居を承認する場合は市営住宅承継入居承認書（船橋市営住宅条例施行規則第13号様式）により、申請者に通知する。

(承継ができない者の取扱い)

第8条 市長は、第3条、第4条及び第6条の規定により承継入居ができない者、又は、承継入居を希望しない者（以下「承継入居ができない者等」という。）に対しては、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した日から起算して3月までは退去を猶予するものとし、文書により承継入居ができない者等に通知する。

2 市長は、承継入居ができない者等から申出があり、その者に特別の事情があると認める場合は、前項の規定による猶予の期限を延長することができる。

(損害金の取扱い)

第9条 市長は、承継入居ができない者等から、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した日の翌日から損害金として、原因発生日時点の家賃の額に相当する額の金銭を徴収するも

のとする。

2 市長は、承継入居ができない者等が前条の規定による猶予の期限を経過しても当該住宅から退去しない場合は、猶予の期限の属する月の翌月から損害金として近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。